

大阪港の事前対策

(達成時期:短期=1-3年、中期3-5年、長期=5年以上)

区分	項目	対策	達成時期	実施機関	
初動時の円滑化	通信手段の確保	・大阪港BCP協議会構成員の有線以外の通信手段確保、保有を推進する。	短期	構成員	
	訓練等の実施	・情報伝達や応急復旧方針決定等の図上訓練等を実施する。	随時		
	大阪港BCP協議会の構成員のBCPへの反映	・大阪港BCPを協議会構成員のBCPや防災計画等に反映する。	短期		
	大阪港BCPの改訂	・最新の知見や訓練結果等を踏まえ、大阪港BCPを改訂する。	随時		
	被災点検項目の設定	・港湾施設の復旧を考慮した被災点検項目及び内容を設定する。	短期	近畿地方整備局・大阪港湾局	
物資輸送の円滑化	共通事項	航路・泊地の啓開等に必要 な手続き	・迅速な航路・泊地の啓開等について、手続きに必要な書類等に関する関係者との事前協議を進める。	短期	近畿地方整備局・大阪海上保安監部・大阪港湾局
		燃料の確保	・応急復旧対応に必要な燃料確保について検討する。 (船舶・車両等)	中期	構成員
		瓦礫や漂流物、コンテナ等の 仮置き場候補地の検討	・航路・泊地の啓開作業時に必要となる瓦礫や漂流物、コンテナ等の仮置き場候補地を検討する。	長期	大阪港湾局
		船舶の入出港手続きに関する 対応	・災害の発生に伴い、現在のEDIシステムが停電等により使用不可となった場合に備え、船舶の入出港手続きに関する対応のマニュアル化等について検討する。	短期	大阪港湾局
		代替港湾の検討	・広域災害時の代替港湾との連携を推進する。	長期	近畿地方整備局・神戸市港湾局・大阪港湾局
	緊急物資	大阪港における輸送体制の 強化	・大阪港における緊急輸送体制強化にむけた取り組みを進める。(港運協会と連携した荷役体制の強化 など)	短期	近畿運輸局・大阪港湾局 大阪港運協会・大阪港タグセンター事業協同組合・大阪湾水先区水先人会
		船舶の津波対策の推進	・船舶の避難方法や固縛方法等の津波対策を推進する。	短期	構成員
	国際コンテナ	被災コンテナ処理対策の 検討	・大量に被災コンテナが発生した場合、処理するための手順を整理するなど必要な対策について検討する。	中期	大阪港湾局・大阪港運協会・大阪港埠頭㈱・阪神国際港湾㈱
		荷役機械の代替方策等の 検討	・ガントリークレーン等の荷役機械が故障した場合の代替方策等を検討する。	短期	
		非常用電源の確保	・オペレーションシステム、リーファー、照明灯等のための非常用電源を確保する。	中～長期	
電気設備の復旧手法の 検討		・仮設電源の導入等、早期に電気設備を復旧するための手法を検討する。	中～長期		

:達成済み項目

瓦礫や漂流物、コンテナ等の仮置き場候補地の検討

「がれき」「コンテナ」等については、仮置き場の一つとして大阪沖埋立処分場を確保する。(調整中)

南海トラフ巨大地震において想定される漂流物と仮置き場必要面積
(大阪湾BCP協議会資料H30.3等を参考に作成)

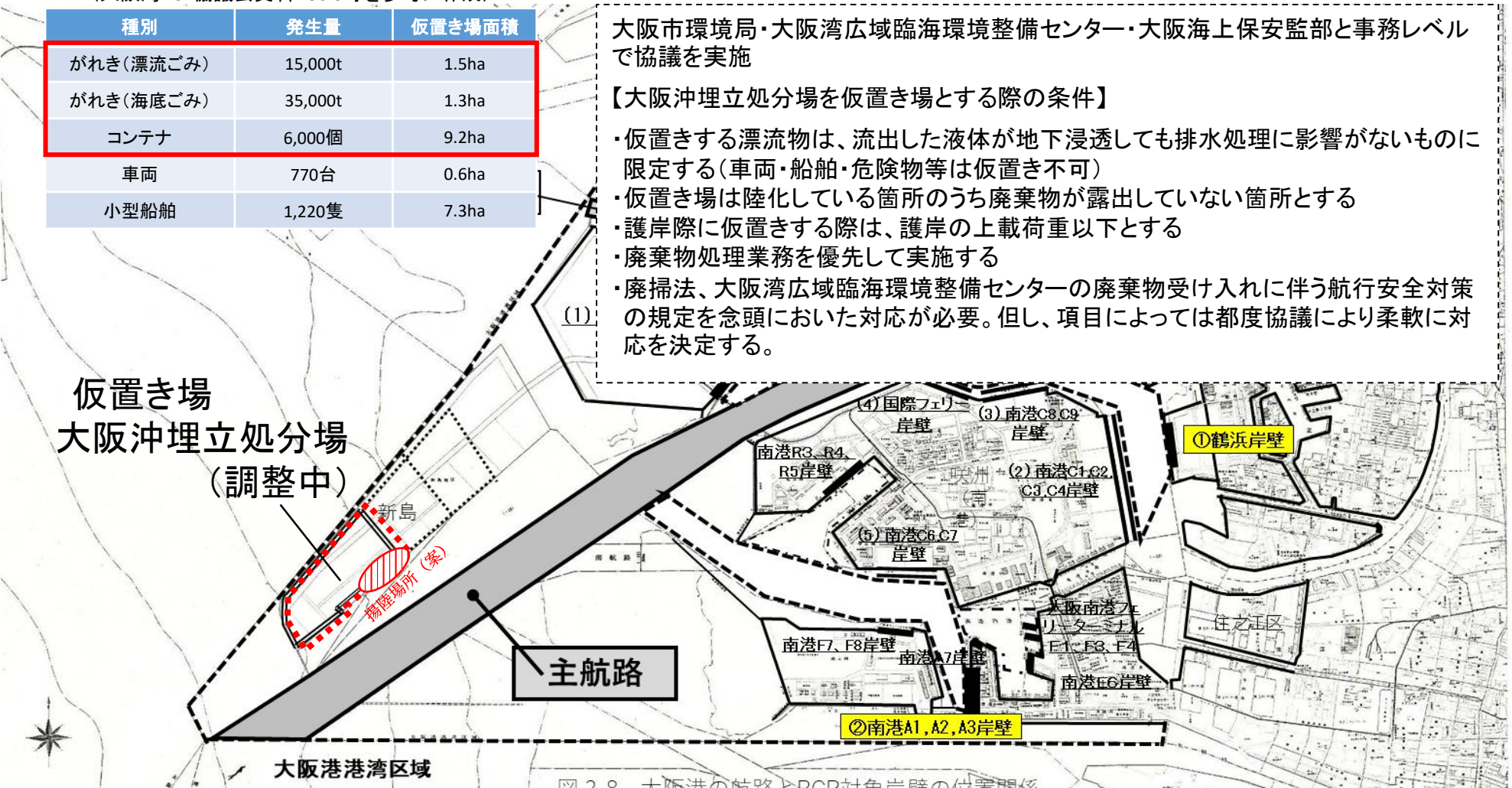
種別	発生量	仮置き場面積
がれき(漂流ごみ)	15,000t	1.5ha
がれき(海底ごみ)	35,000t	1.3ha
コンテナ	6,000個	9.2ha
車両	770台	0.6ha
小型船舶	1,220隻	7.3ha

大阪市環境局・大阪湾広域臨海環境整備センター・大阪海上保安監部と事務レベルで協議を実施

【大阪沖埋立処分場を仮置き場とする際の条件】

- ・仮置きする漂流物は、流出した液体が地下浸透しても排水処理に影響がないものに限定する(車両・船舶・危険物等は仮置き不可)
- ・仮置き場は陸化している箇所のうち廃棄物が露出していない箇所とする
- ・護岸際に仮置きする際は、護岸の上載荷重以下とする
- ・廃棄物処理業務を優先して実施する
- ・廃掃法、大阪湾広域臨海環境整備センターの廃棄物受け入れに伴う航行安全対策の規定を念頭においた対応が必要。但し、項目によっては都度協議により柔軟に対応を決定する。

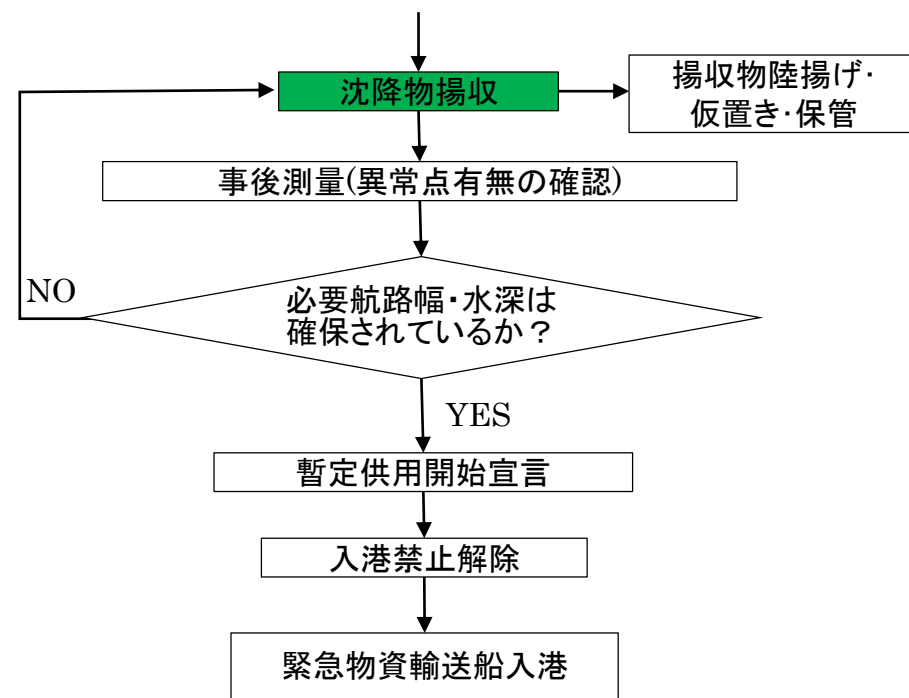
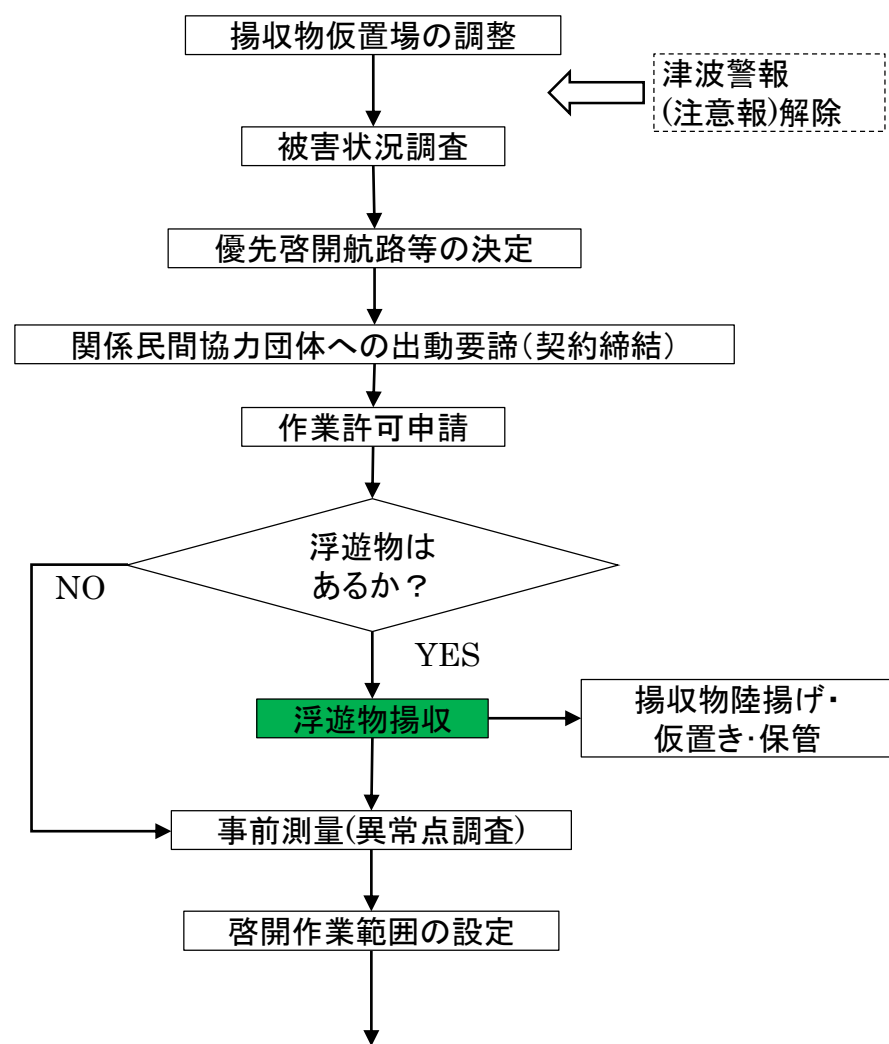
仮置き場
大阪沖埋立処分場
(調整中)



【今後の予定】

- ・車両・船舶・危険物等については、別の仮置き場候補地を今後継続検討。
- ・大阪湾広域臨海環境整備センターと仮置き場設置協力に関する協定締結に向け調整中。

1、被災漂流物等の処理手順



2、処理対策の要点

【原則】

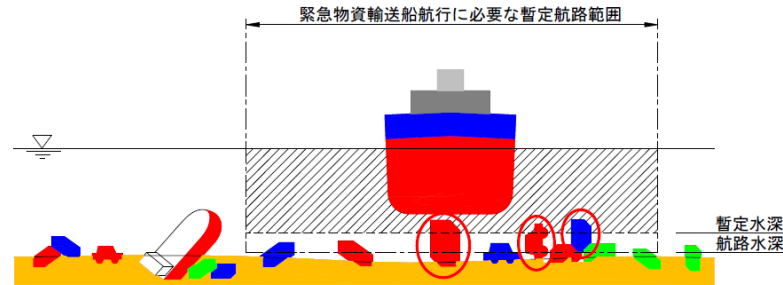
・被災コンテナ等は、所有者(船社等)が揚収、処分

【非常災害時】

●揚収

- ◆ 海上に流出した被災コンテナ等が、緊急物資輸送船等の早期入港のための復旧ルート上にあり、時間的猶予が無い場合は、航路・泊地啓開のため、港湾管理者(大阪港湾局)が揚収し、仮置き場に集積。(港湾法 第五十五条の三)
 - ・航路・泊地内の被災コンテナ等の揚収に要した費用は港湾管理者が負担。(港湾法 第五十五条の三)
 - ・暫定航路啓開のため、やむなく応急公用負担権限[※]を行使して揚収した場合、価値減少分の損失は港湾管理者が補償。(港湾法 第五十五条の四)
- ◆ 指定保税地域から流出、沈降した外貿コンテナ等(外国貨物)を揚収し保税地域外に仮置きする場合、港湾管理者が大阪税関に「他所蔵置許可」を申請。(関税法 第三十条)

※応急公用負担権限: 他人の所有する物件の破損等、財産権の侵害も含む公権力



※上図の実施対象範囲(○ 囲みの物件)において、権限行使を伴う揚収作業が可能。

図 応急公用負担権限行使の実施対象範囲の概念図

●処分

- ◆ 所有者が引き取る可能性がある被災コンテナ等は、港湾管理者が適切に保管する。所有者が引き取る際、保管以降に要した費用を所有者に請求。(災害対策基本法 第六十四条)
- ◆ 所有者不明の揚収物は、港湾管理者が処分。(港湾法 第五十五条の三)

<参考>根拠法令

【港湾法】

第五十五条の三

(非常災害の場合における土地の一時使用等)

港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防御に従事すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

第五十五条の四

(損失の補償)

国又は**港湾管理者は、第五十五条の二の二第一項、第五十五条の三第一項**(第五十五条の三の三第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条の三の二第七項、第五十五条の三の四又は前条第五項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

【関税法】

第三十条

(外国貨物を置く場所の制限)

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- 一 難破貨物
- 二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

【災害対策基本法】

第六十四条

(応急公用負担等)

[略]

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3～4 [略]

5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。